

第6， 7， 8， 9号議案

令和6年度

桶川市 一般会計 特別会計 予算書

No. 1

目 次

一 般 会 計

令和6年度桶川市一般会計予算	1
----------------	---

特 別 会 計

令和6年度桶川市国民健康保険特別会計予算	1 3
----------------------	-----

令和6年度桶川市介護保険特別会計予算	1 9
--------------------	-----

令和6年度桶川市後期高齢者医療特別会計予算	2 5
-----------------------	-----

令和6年度桶川市一般会計予算

第6号議案

令和6年度桶川市一般会計予算

令和6年度桶川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,276,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年2月21日提出

桶川市長 小野 克典

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		10,687,990
	1 市民税	4,953,914
	2 固定資産税	4,359,543
	3 軽自動車税	183,320
	4 市たばこ税	424,562
	5 都市計画税	766,651
2 地方譲与税		185,000
	1 地方揮発油譲与税	40,000
	2 自動車重量譲与税	135,000
	3 森林環境譲与税	10,000
3 利子割交付金		2,000
	1 利子割交付金	2,000
4 配当割交付金		64,000
	1 配当割交付金	64,000
5 株式等譲渡所得割交付金		76,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	76,000
6 法人事業税交付金		110,000
	1 法人事業税交付金	110,000
7 地方消費税交付金		1,680,000
	1 地方消費税交付金	1,680,000

(単位：千円)

款	項	金額
8 環境性能割交付金		30,000
	1 環境性能割交付金	30,000
9 地方特例交付金		81,000
	1 地方特例交付金	81,000
10 地方交付税		3,650,000
	1 地方交付税	3,650,000
11 交通安全対策特別交付金		9,413
	1 交通安全対策特別交付金	9,413
12 分担金及び負担金		143,234
	1 負担金	143,234
13 使用料及び手数料		251,500
	1 使用料	154,972
	2 手数料	96,528
14 国庫支出金		4,331,309
	1 国庫負担金	3,652,867
	2 国庫補助金	661,889
	3 委託金	16,553
15 県支出金		1,888,908
	1 県負担金	1,270,954
	2 県補助金	492,317
	3 委託金	125,637
16 財産収入		36,191

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	36,190
	2 財産売払収入	1
17 寄附金		74,836
	1 寄附金	74,836
18 繰入金		982,370
	1 特別会計繰入金	24,952
	2 基金繰入金	957,418
19 繰越金		150,000
	1 繰越金	150,000
20 諸収入		719,149
	1 延滞金、加算金及び過料	14,000
	2 市預金利子	15
	3 貸付金元利収入	83,132
	4 受託事業収入	103,381
	5 雑入	518,621
21 市債		3,123,100
	1 市債	3,123,100
歳入	合計	28,276,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		223,298
	1 議会費	223,298
2 総務費		2,841,253
	1 総務管理費	2,248,168
	2 徴税費	311,470
	3 戸籍住民基本台帳費	208,877
	4 選挙費	28,391
	5 統計調査費	12,347
	6 監査委員費	32,000
3 民生費		12,515,844
	1 社会福祉費	5,561,104
	2 児童福祉費	5,632,349
	3 生活保護費	1,322,390
	4 災害救助費	1
4 衛生費		2,231,443
	1 保健衛生費	815,299
	2 清掃費	1,416,144
5 労働費		70,461
	1 労働諸費	70,461
6 農林水産業費		84,705
	1 農業費	84,705

(単位：千円)

款	項	金額
7 商工費		1,377,841
	1 商工費	1,377,841
8 土木費		2,360,263
	1 土木管理費	230,349
	2 道路橋梁費	727,638
	3 河川費	364,152
	4 都市計画費	1,019,274
	5 住宅費	18,850
9 消防費		1,059,293
	1 消防費	1,059,293
10 教育費		2,915,112
	1 教育総務費	507,369
	2 小学校費	683,366
	3 中学校費	180,499
	4 社会教育費	793,031
	5 保健体育費	750,847
11 災害復旧費		2
	1 災害復旧費	2
12 公債費		2,566,484

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公債費	2,566,484
13 諸支出金		1
	1 災害援護資金貸付金	1
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出	合計	28,276,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	鴨川保育所大規模改修事業	410,000 千円	令和6年度	93,000 千円
				令和7年度	317,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県信用保証協会との損失補償契約に基づく損失補償	令和6年度から 完済の年度まで	元金及び利子に対する損失補償額
桶川市農業近代化施設資金利子補給条例に基づき、さいたま農業協同組合が農業者等に対し貸出す金利の利子補給	令和6年度から 完済の年度まで	利子補給率 年利 1.5%
財務会計システム借上料	令和6年度から 令和12年度まで	55,000千円

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路照明灯更新事業	千円 31,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
自転車駐車場改修事業	2,500	同上	同上	同上
鴨川保育所大規模改修事業	163,700	同上	同上	同上
いずみの学園整備事業	348,100	同上	同上	同上
道の駅整備事業	1,149,800	同上	同上	同上
道路整備事業	364,500	同上	同上	同上
河川浚渫事業	263,000	同上	同上	同上
目沢排水路調節池整備事業	21,000	同上	同上	同上
東部都市下水路整備事業	1,800	同上	同上	同上
公園整備事業	95,900	同上	同上	同上
駅東口開発事業	20,800	同上	同上	同上
旧機械器具置場解体事業	6,700	同上	同上	同上
冷風機整備事業	9,700	同上	同上	同上
小学校体育館空調設備等整備事業	315,300	同上	同上	同上
学校施設整備事業	70,300	同上	同上	同上
中学校体育館空調設備等整備事業	18,000	同上	同上	同上
川田谷生涯学習センター等外構整備事業	159,000	同上	同上	同上
体育施設改修事業	1,500	同上	同上	同上
臨時財政対策	80,000	同上	同上	同上
計	3,123,100			

令和6年度桶川市国民健康保険特別会計予算

第7号議案

令和6年度桶川市国民健康保険特別会計予算

令和6年度桶川市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,112,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年2月21日提出

桶川市長 小野克典

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,208,918
	1 国民健康保険税	1,208,918
2 県支出金		5,174,138
	1 県補助金	5,174,138
3 財産収入		63
	1 財産運用収入	63
4 繰入金		698,075
	1 他会計繰入金	667,075
	2 基金繰入金	31,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		30,805
	1 延滞金、加算金及び過料	19,700
	2 雑入	11,105
歳 入	合 計	7,112,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		98,407
	1 総務管理費	86,193
	2 徴収費	11,817
	3 運営協議会費	397
2 保険給付費		5,096,246
	1 療養諸費	4,411,600
	2 高額療養費	660,338
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	17,508
	5 葬祭諸費	6,500
	6 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		1,820,815
	1 医療給付費分	1,204,430
	2 後期高齢者支援金等分	459,536
	3 介護納付金分	156,849
4 保健事業費		86,668
	1 保健事業費	21,404
	2 特定健康診査等事業費	65,264
5 基金積立金		63
	1 基金積立金	63
6 諸支出金		9,301

(単位：千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	9,301
7 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	7,112,000

令和6年度桶川市介護保険特別会計予算

第8号議案

令和6年度桶川市介護保険特別会計予算

令和6年度桶川市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,852,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年2月21日提出

桶川市長 小野克典

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		1,603,221
	1 介護保険料	1,603,221
2 国庫支出金		1,406,010
	1 国庫負担金	1,111,815
	2 国庫補助金	294,195
3 支払基金交付金		1,775,309
	1 支払基金交付金	1,775,309
4 県支出金		985,550
	1 県負担金	955,185
	2 県補助金	30,365
5 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
6 繰入金		1,074,367
	1 一般会計繰入金	1,074,367
7 繰越金		7,501
	1 繰越金	7,501
8 諸収入		40
	1 延滞金及び過料	1
	2 雑入	39
歳 入	合 計	6,852,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		209,321
	1 総務管理費	166,410
	2 徴収費	6,802
	3 介護認定費	36,109
2 保険給付費		6,360,000
	1 介護サービス等諸費	5,887,000
	2 介護予防サービス等諸費	175,500
	3 その他諸費	4,000
	4 高額介護サービス費	155,000
	5 高額医療合算介護サービス費	23,000
	6 特定入所者介護サービス費	115,500
3 地域支援事業費		228,493
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	199,846
	2 介護予防事業費	8,615
	3 包括的支援事業・任意事業費	19,572
	4 その他諸費	460
4 基金積立金		47,283
	1 積立金	47,283
5 諸支出金		6,403
	1 償還金及び還付加算金	6,403
6 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	6,852,000

令和6年度桶川市後期高齢者医療特別会計予算

第9号議案

令和6年度桶川市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度桶川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,398,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

桶川市長 小野 克典

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,127,842
	1 後期高齢者医療保険料	1,127,842
2 繰入金		266,857
	1 一般会計繰入金	266,857
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		3,300
	1 延滞金、加算金及び過料	200
	2 雑入	3,100
歳入	合計	1,398,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		45,074
	1 総務管理費	39,253
	2 徴収費	5,821
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,349,326
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,349,326
3 諸支出金		3,100
	1 償還金及び還付加算金	3,100
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,398,000